

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和二十五年広島県規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改める。

第六条中「肥料取締法施行細則」の下に「（昭和二十五年農林省令第六十四号）」を加え、

「第十条の三第一項」を「第十条の二第一項、第十条の三」に改める。

別表の四の項中「液状窒素肥料」の下に「又は液状複合肥料」を加え、同表の五の項中「別表第一の一の（一）のケ、コ又はサ」を「別表第一の二の（一）のア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の下に「（六の項に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

<p>六 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</p>	<p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p>	
---	--	--

別記様式第一号中「肥料取締法第七条の規定により上記のとおり登録する。」を「肥料取締法第七条第一項の規定により上記のとおり登録する。」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。